

# 平成31年度 事業計画について

# 平成31年度事業計画の概要（案）

## 平成31年度事業計画のコンセプト

- 平成30年度から保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートした。同プランでは、3年後を見据えたKPIを定めており、各年度の事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えることとしている。このため、平成31年度においては、保険者機能の発揮を確実なものとするため、平成30年度における各取組の進捗状況をKPIの達成状況等により把握・検証した上で、平成31年度の目標を定め、保険者機能強化アクションプラン（第4期）の最終年度である平成32年度に確実にKPIを達成できるよう、保険者機能強化アクションプラン（第4期）及び第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取組を着実に実施する。
- また、平成31年度に、今後の現金給付等に係る業務処理体制全体の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。
- なお、社会保障制度改革の具体策等を盛り込んだ「行程表」が策定される予定であること、国が定めるジェネリック医薬品使用割合の80%達成期限の前年度であること等の背景事情に十分留意しつつ、取組を進める必要がある。

## （1）基盤的保険者機能

### 【目的・目標】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させるとともに、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを進める。

### 【主な重点施策】

#### ●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進

- ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請の重点審査
- ・傷病手当金と障害年金等の併給調整の確実な実施
- ・システムを活用した効果的なレセプト点検の推進

#### ●新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・資格喪失処理後、すみやかな保険証返納回収の徹底
- ・債権の早期回収と、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権回収率の向上

#### ●業務改革の推進に向けた取組

- ・次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。

## (2) 戦略的保険者機能

### 【目的・目標】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、第4期保険者機能強化アクションプラン、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

### 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

### 【主な重点施策】

- **ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供**
  - ・事業所単位での健康・医療データの提供に係るツールの標準化
- **データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施**
  - i) **特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上**
    - ・特定健診受診率が低迷している支部の底上げを図るための調査研究の実施
    - ・調査結果を踏まえた支部別スコアリングレポートのブラッシュアップ
  - ii) **特定保健指導の実施率の向上**
    - ・新たな特定保健指導の手法の検討及び効果の検証
  - iii) **重症化予防対策の推進**
    - ・未治療者に対する医療機関への受診勧奨の確実な実施
  - iv) **コラボヘルスの推進**
    - ・事業所健康度診断（事業所カルテ）の標準化等による事業所ごとのフォローアップの強化
- **ジェネリック医薬品の使用促進**
  - ・阻害要因の分析を踏まえた医療機関・調剤薬局へのアプローチの実施
- **地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信**
  - ・外部有識者を活用した協会保有のレセプトデータ等の分析
  - ・社会保障制度改革の「行程表」が策定された場合の具体化に向けた意見発信

### (3) 組織・運営体制の強化

#### 【目的・目標】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。また、内部統制の強化及びシステム運営の強化を行う。

#### 【主な重点施策】

##### ● 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・移行計画の最終年度における標準人員に基づく人員配置
- ・業務の効率化等の状況を踏まえた標準人員の見直しの検討

##### ● OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心とした効果的な研修の組み合わせによる組織基盤の底上げ
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の仕組みについての検討

##### ● 内部統制の強化に向けた取組

- ・内部統制を強化するための体制整備の検討に着手

##### ● システム関連の取組

- ・次期システム構想の検討に着手
- ・オンライン資格確認等の制度改正に向けたシステム開発の実施

# 平成31年度事業計画(案)

## 平成 31 年度 全国健康保険協会 事業計画（案）

新（平成 31 年度）	旧（平成 30 年度）
<p data-bbox="190 279 609 316"><b>I. 協会けんぽの事業計画について</b></p> <p data-bbox="190 359 1108 635">協会けんぽに係る P D C A サイクルについては、目標設定（Plan）として、3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。</p> <p data-bbox="190 678 1108 837">平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは 3 年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画において、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとした。</p> <p data-bbox="190 917 1108 1037">このため、本事業計画では、平成 31 年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。</p>	<p data-bbox="1131 279 1550 316"><b>I. 協会けんぽの事業計画について</b></p> <p data-bbox="1131 359 2049 635">協会けんぽに係る P D C A サイクルについては、目標設定（Plan）として、3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。</p> <p data-bbox="1131 678 2049 837">平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは 3 年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定めるとともに、事業計画ではそれを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することされた。</p> <p data-bbox="1131 917 2049 1037">このため、本事業計画では、平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。</p>
<p data-bbox="190 1125 766 1161"><b>II. 平成 31 年度の協会けんぽ運営の基本方針</b></p> <p data-bbox="190 1204 1108 1364">平成 30 年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。</p> <p data-bbox="190 1364 1108 1436">こうした状況を踏まえ、平成 31 年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1131 1125 1706 1161"><b>II. 平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針</b></p> <p data-bbox="1131 1204 2049 1364">平成 30 年度は、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートするとともに、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）をスタートさせる大きな節目の年となる。</p> <p data-bbox="1131 1364 2049 1436">こうした状況も踏まえ、平成 30 年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。</p>



(1) 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。

また、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。

(2) 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

(3) 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営の強化を行う。

### Ⅲ. 主な重点施策

#### (1) 基盤的保険者機能関係

##### ① 現金給付の適正化の推進

- 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。

##### ② 効果的なレセプト点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。

(1) 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

(2) 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビッグデータの活用やPHRなどの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

(3) 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

### Ⅲ. 主な重点施策

#### (1) 基盤的保険者機能関係

##### ① 現金給付の適正化の推進

- 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- 傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。

##### ② 効果的なレセプト点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、新たな点検ノウハウの習得等を目的とした内容点

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする  
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

### ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

### ④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

### ⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 94%以上とする  
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする  
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

### ⑥ サービス水準の向上

### 検の外注化を進める。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする  
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

### ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

### 【新設】

### ④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 93%以上とする  
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする  
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

### ⑤ サービス水準の向上

・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする  
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90%以上とする

#### ⑦ 限度額適用認定証の利用促進

・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84%以上とする

#### ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底

・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89%以上とする

#### ⑨ オンライン資格確認の利用率向上

・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする

#### ⑩ 業務改革の推進に向けた取組

・ 次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。

・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする  
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 87%以上とする

#### ⑥ 限度額適用認定証の利用促進

・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83%以上とする

#### ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底

・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 87%以上とする

#### ⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応

・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。

・ 国が検討中のオンライン資格確認については、新被保険者番号の発行などの保険者統一的な検討事項は国の動向を注視して準備を進めるとともに、協会けんぽのシステム改修に係る費用対効果の検証や、より効果を高めるための工夫についても検討を行う。

- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 36.5%以上とする

【新設】

### ① 的確な財政運営

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

### (2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

#### ① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III >

- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。
- ・ 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。

#### ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III >

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポート（は、後述する i）の調査研究結果を踏まえ、項目の見直しを行う。

##### i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行

### 【新設】

### (2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

#### ① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III >

- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のため検討を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する。
- ・ 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況も踏まえながら、保険者として先行実施が可能な部分がないかなど、戦略的な検討を行う。

#### ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III >

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、好事例を全国展開するなど、本部と支部間の連携を図る。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートを導入する。

##### i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行



い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 53.4%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 7.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.6%以上とする

#### ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

- KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする

#### iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

#### iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。
- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。【再掲】

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国に対する働きかけを行う。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 50.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 7.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする

#### ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

- ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」ができるよう健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しを契機として、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまでの延長線上にない対策を検討する。

- KPI：特定保健指導の実施率を 14.5%以上とする

#### iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化し、好事例の全国展開を図る。糖尿病の重症化予防については、かかりつけ医との連携等による取組を全支部で実施しており、人工透析間近の者については、糖尿病の専門医と連携した生活指導プログラムの導入を進めていく。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1%以上とする

#### iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。
- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のための検討を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する。【再掲】

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

・ 広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI : ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 40%以上とする

#### ④ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>

・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。

・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。

- KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする

#### ⑤ インセンティブ制度の本格導入<Ⅱ、Ⅲ>

・ 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

#### ⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

・ パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

・ 本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。

#### ⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発

・ 広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI : ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 36%以上とする

#### ④ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>

・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、各支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目してマンパワーを重点配分する。

- KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 75.4%以上とする

#### ⑤ インセンティブ制度の本格導入<Ⅱ、Ⅲ>

・ 新たに平成 30 年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、初年度の実施結果を迅速に検証してその後の検討につなげる。

#### ⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

・ パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

・ 支部からの提案を待つだけでなく、本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業を導入する。

#### ⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ<Ⅰ>

## 信<I>

### i) 意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。

### ii) 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。
- ・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

### iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
  - ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
  - ・社会保障制度改革の「行程表」が策定された場合には、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。
- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を83.7%以上とする  
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

## (3) 組織・運営体制関係

### ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ標準人員の見直しについても検討する。

### ② 人事評価制度の適正な運用

- ・評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

### ③ OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上

- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。

- ・地域医療が見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。
- ・医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする  
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

## (3) 組織体制関係

### ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務処理のあり方の見直しに伴う生産性の向上も見据え、標準人員のあり方を検証する。

### ② 人事評価制度の適正な運用

- ・評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

### ③ OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上

げを図る。

- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

#### ④ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

#### ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
  - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする

#### ⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

#### ⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。  
加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

#### ⑧ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。

げを図る。

- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

#### ④ 支部業績評価の本格実施に向けた検討

- ・ 支部業績評価の本格実施への移行を検討し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

#### ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
  - KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、25%以下とする

#### ⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

#### ⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。  
加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

【新設】



⑨ システム関連の取組

- ・ 次期システム構想の検討に着手する。
- ・ オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.395%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.32%
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	① 90.42% ② 57.6%

【新設】

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 28 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.40%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.49%
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 93%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	① 90.23% ② 53.91%

	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	③ <u>0.068%</u>
⑥ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>90%</u> 以上とする	① <u>99.99%</u> ② <u>86.7%</u>
⑦ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84%</u> 以上とする	<u>81.1%</u>
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>89%</u> 以上とする	<u>86.6%</u>
⑨ オンライン資格確認の <u>利用率向上</u>	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を <u>43.3%</u> 以上とする	<u>29.2%</u>

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 <u>29</u> 年度末)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を <u>53.4%</u> 以上とする ② 事業者健診データ取得率を <u>7.5%</u> 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>27.6%</u> 以上とする	① <u>49.6%</u> ② <u>6.4%</u> ③ <u>23.2%</u>
② ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を <u>16.8%</u> 以上とする	<u>13.2%</u>

	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	③ <u>0.069%</u>
⑤ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>87%</u> 以上とする	① <u>99.99%</u> ② <u>83.4%</u>
⑥ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>83%</u> 以上とする	<u>82.0%</u>
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>87%</u> 以上とする	<u>84.7%</u>
⑧ オンライン資格確認の <u>導入に向けた対応</u>	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を <u>36.5%</u> 以上とする	<u>23.6%</u>

## 2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 <u>28</u> 年度末)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を <u>50.8%</u> 以上とする ② 事業者健診データ取得率を <u>7.1%</u> 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を <u>25.9%</u> 以上とする	① <u>48.5%</u> ② <u>6.2%</u> ③ <u>22.2%</u>
② ii) 特定保健指導の実施率の向上 <u>及び平成 30 年度からの</u>	特定保健指導の実施率を <u>14.5%</u> 以上とする	<u>12.9%</u>

② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%</u> 以上とする	<u>9.8%</u>
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>40%</u> 以上とする	① <u>30.1%</u> ② <u>34.99%</u>
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>78.5%</u> 以上※とする	<u>75.0%</u>
⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を <u>83.7%</u> 以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	① <u>74.9%</u> ② -

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

### 3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>23%</u> 以下とする	<u>29%</u>

		<u>制度見直しへの対応</u>
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.1%</u> 以上とする	<u>9.3%</u>
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>36%</u> 以上とする	① - ② <u>32.47%</u>
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>75.4%</u> 以上とする	<u>70.4%</u>
⑦ <u>医療データ</u> の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を <u>79.8%</u> 以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	① <u>52.4%</u> ② -

### 3. 組織体制関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 28 年度末)
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>25%</u> 以下とする	<u>27%</u>



参考

## 平成30年度事業計画(神奈川支部)

## 平成30年度 事業計画 (神奈川支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 現金給付の適正化の推進</p> <p>① 傷病手当金、出産手当金の審査の強化 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が高等級である申請や、資格取得から間もない申請について、審査を強化する。</li> <li>・ 支部保険給付適正化プロジェクトチーム会議の充実を図る。</li> <li>・ 立入検査を実施する。</li> <li>・ 顧問弁護士の有効的な活用を実施する。</li> <li>・ 本部から提供される支払済データを活用し、効率的な審査を行う。</li> <li>・ 本部との連携を強化する。</li> <li>・ 日本年金機構等関係機関との連携を強化する。</li> </ul> <p>② 療養費の審査の強化等 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養費(立替、装具)の内容審査および加入者照会等を強化する。</li> </ul> <p>③ 適正な申請の促進 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な申請の促進のための広報を実施する。</li> </ul> <p>(2) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>■ KPI : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする 【参考】平成29年度実績 0.384% (11月末現在)</p> <p>① 効果的な内容点検の実施 (実施策)</p>

- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を実施するとともに、内容点検の外注事業者から新たな点検ノウハウを習得する。
- ・行動計画による7実施施策について、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額アップに繋げる。
- ・点検員個別の達成状況についてシステムで把握し、面談や各種勉強会などにより知識力の向上を図る。
- ・審査医師に対し、審査関係に係る質疑事項の照会を行い知識力の向上を図る。
- ・点検体制を見直し、効率的かつ効果的な内容点検を実施することにより、支部全体の生産性の向上を図る。

(数値目標)

診療内容等査定効果額

- ・加入者一人当たりの過去3年間最高値を上回る。  
(過去最高 平成28年度実績 117円)
- ・加入者一人当たりの前年度伸び率を上回る。  
(平成29年度実績  $\Delta 2.6\%$ ) (11月末現在)
- ・点検員一人当たりの過去3年間最高値を上回る。  
(過去最高 平成28年度実績 7,393,879円)
- ・点検員一人当たりの前年度伸び率を上回る。  
(平成29年度実績 3.1%) (11月末現在)
- ・再審査請求件数について、過去3年間最高値を上回る。  
(過去最高 平成28年度実績 188,471件)

②効果的な資格点検の実施

(実施策)

- ・効率的かつ効果的な資格点検により、全件調定について毎月計画的に実施する。

(数値目標)

- ・資格点検を確実に実施する。

(加入者一人当たり 1,274 円)

【参考】平成 29 年度実績 910 円 (11 月末現在)

### ③効果的な外傷点検の実施

(実施策)

- ・ 負傷原因照会について毎月確実に実施する。
- ・ 業務上による返還及び第三者行為による加害者求償について適切に実施する。
- ・ 求償の事務処理について、システムを活用した効率的かつ効果的な事務処理を実施する。

(数値目標)

- ・ 外傷点検効果額について、前年度を上回る。

(加入者一人当たり 204 円)

【参考】平成 29 年度実績 149 円 (11 月末現在)

- ・ 外傷点検効果額について、前年度伸び率を上回る。

(伸び率 19.3%)

【参考】平成 29 年度実績 50.5% (11 月末現在)

### ④多受診者への適正受診指導の強化

(実施策)

- ・ 定期的にシステムからデータ取得し、対象者へ照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

(数値目標)

- ・ 多受診者への適正受診指導件数について前年度を上回る。

(指導件数 12 件)

【参考】平成 29 年度実績 7 件 (11 月末現在)

### ⑤情報提供サービスの利用拡大

(実施策)

- ・ 広報紙などを通じ加入者に対し広報する。



・医療費情報に関する利用申請について増加を図る。

(数値目標)

(払出件数 300 件)

【参考】平成 29 年度実績 230 件 (11 月末現在)

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

■KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

【参考】平成 29 年度実績 (推定) 7,517 件

(実施策)

・多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。

・頻回施術に対する患者照会を強化する。

・打撲、捻挫での長期施術者に対する患者照会を実施する。

(数値目標)

患者照会件数について平成 29 年度を上回る。

【参考】平成 29 年度実績 (推定) 11,141 件

(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

■KPI :

①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする

【参考】平成 29 年度実績 92.1% (11 月末現在)

②返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする

【参考】平成 29 年度実績 (推定) 65.6%

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

【参考】平成 29 年度実績 0.0250% (11 月末現在)

(実施策)

①保険証回収強化

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ・事業所へポスターやチラシなどを配布し、資格喪失届出時の保険証添付の徹底について周知を図る。
- ・喪失後に受診した者の事業所をピックアップし、重点的に周知を図るチラシを送付する。

②返納金回収率の向上

- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、各種催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ・アウトソースにより催告状（一次・二次）を早期に送付する。
- ・弁護士名催告状について毎月送付する。
- ・保険者間調整を積極的に実施する。
- ・法的手続きを毎月計画的に実施する。
- ・電話催告を計画的に実施する。

(数値目標)

- ・現年度発生分債権金額について前年度伸び率を上回る。

【参考】平成29年度実績（推定） 3.0%

- ・債権残高（全債権）について前年度減少率を上回る。

【参考】平成29年度実績（推定）  $\Delta$ 21.5%

- ・法的手続きについて本部計画以上の件数を実施する。

（年間 80件以上）

【参考】平成29年度実績 79件（11月末現在）

(5) サービス水準の向上

■KPI:

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする

【参考】平成 29 年度実績 100% (12 月末現在)

②現金給付等の申請に係る郵送化率を 87.0%以上とする

【参考】平成 28 年度実績 86.0%

(実施策)

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、傷病手当金等(サービススタンダード)は申請受付から 10 営業日以内に支払うことを継続し、療養費(立替、装具)については概ね 2 週間での支払いとする。
- ・ホームページの整備及びホームページへの誘導並びに電話での郵送化促進を行う。
- ・ミニコールセンター及び電話対応での郵送化促進を行う。
- ・対応品質向上について、CS 研修及び各種実務研修を行う。
- ・「お客様の声」について本部提供の報告書を分析し、自支部の改善事項等の活用を行う。

(6) 限度額適用認定証の利用促進

■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.1%以上とする

【参考】平成 28 年度実績 84.06%

(実施策)

- ・限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。
- ・医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用を促進するため、まだ申請書が配置できていない医療機関へ働きかけを再度実施する。
- ・他保険者と連携しポスター等を作成のうえ医療機関等へ配布し掲示依頼を行う。

(7) 被扶養者資格の再確認の徹底

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 87.0%以上とする

【参考】平成 28 年度実績 82.1% (12 月末現在)

(実施策)

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、より多くの未提出事業所へ早期に勧奨を行う。また、

	<p>未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p> <p>(数値目標)      勸奨事業所件数について前年度実績を上回る。      【参考】平成 29 年度実績 約 250 件 (10 月下旬実施)</p> <p>(8) オンライン資格確認の導入に向けた対応      ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配付した医療機関における利用率を 36.5%以上とする      【参考】平成 29 年度実績 16.7% (上期平均利用率)</p> <p>(実施策)      ・ 現在協会けんぽ神奈川支部が実施しているオンライン資格確認について、利用にあたっての問題点の聞き取り等を実施し、医療機関が効率的に利用できるような情報提供し、利用率の向上を図る。      ・ 国が検討中のオンライン資格確認についてはその動向を注視し、その動向に応じた必要な対応を行う。</p> <p>(9) 海外療養費支給申請の審査の強化      (実施策)      ・ 海外療養費の不正請求を防止するため、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施するなど支給申請の審査を強化する。</p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供      (実施策)      ・ かながわ健康企業宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。      ・ 神奈川県及び 4 市 (横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市) との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。      ・ 神奈川県と協働しマイ ME-BY0 カルテの活用による健康・医療データの加入者への提供を検討する。</p> <p>(2) データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) の着実な実施      上位目標：循環器系疾患の 1 人当たり医療費を全国平均以下とする      (実施策)</p>

・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

・実施に当たっては、量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。

■KPI：

①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

特定健診受診率：46.0%

【参考】平成28年度実績 42.2%

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：592,051人）

・生活習慣病予防健診 実施率 51.0%（実施見込者数：302,072人）

【参考】平成28年度実績 47.3%

・事業者健診データ 取得率 2.5%（取得見込者数：15,000人）

【参考】平成28年度実績 1.6%

○被扶養者（受診対象者数：165,532人）

・特定健康診査 実施率 18.8%（実施見込者数：31,114人）

【参考】平成28年度実績 18.7%

（実施策）

【生活習慣病予防健診】

・新規適用事業所に対して生活習慣病予防健診の案内・申込書等をタイムリー（4.6.8.10.12月）に送付する。併せて新規適用事業所に電話等による受診勧奨を実施する。

・任意継続被保険者に対し文書勧奨を実施する。（6月）

・地理情報システム（GIS）を活用し、未受診者に対し居住の近隣で実施する会場健診の案内を送付する。（10月）

・健診推進経費を活用し未受診事業所への生活習慣病予防健診の勧奨を実施する。（7～2月）

・健診の質の確保及び健診機関との情報交換のため、健診実施機関への監査を実施する。（年間15か所）

【事業者健診データ】

・神奈川労働局と連名でデータ提供への協力依頼文書を送付し、事業者健診データの取得勧奨を実施する。

・健診推進経費を活用し訪問による勧奨事業を委託により実施する。（7～2月）

・ 商工会議所（3 か所）と連携を図り、事業者健診データの取得を推進する。

**【特定健康診査】**

- ・ 任意継続被扶養者に対し受診券を発送する。（6月）
- ・ 新規加入者に対し受診券を送付する。（8月）
- ・ 昨年・一昨年に集団健診を実施した人を対象にオプション検査等を含めた集団健診（有料）を実施する。
- ・ 未受診者対策として協会主催の自己負担無料集団健診（会場健診）を実施する。（12～3月）
- ・ 市町村が行うがん検診との連携強化を図る。
  - ・ 健診機関の協力のもと、被保険者と同様の生活習慣病予防健診を提供し、受診拡大を図る。

②特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

■KPI：

特定保健指導実施率 14.5%

【参考】平成28年度実績 3.8%

○被保険者（受診対象者数：65,312人）

特定保健指導 実施率 14.4%（実施見込者数：9,382人）

（内訳）協会保健師実施分 5.7%（実施見込者数：3,691人）

アウトソーシング分 8.7%（実施見込者数：5,691人）

【参考】平成28年度実績 3.8%

○被扶養者（受診対象者数：1,844人）

特定保健指導 実施率 17.7%（実施見込者数：326人）

【参考】平成28年度実績 3.6%

（実施策）

- ・ 当日保健指導の実施機関を確保し、初回分割実施などによる保健指導の利用拡大を推進する。実施機関確保に当たっては、委託機関への説明をはじめ、定期監査における情報交換の場を活用し推進する。
- ・ 委託機関事務説明会では、委託実績が上がっている機関からの好事例発表を行う等、委託機関間の情報交換を活発にし委託件数の底上げを図る。
- ・ 委託によるセミナー形式の特定保健指導の展開を図る。（4会場）

- ・ 集団健診の際、初回面談（分割実施）を実施できる体制を整える。
- ・ 保健師等のマンパワー不足の課題解決に向け、その具体的な対応策について検討する。
- ・ 特定保健指導初回面談から3か月経過した対象者に対し、ステップアップ検査を実施し、効果的な保健指導を展開する。

### ③重症化予防対策の推進

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.6%以上とする

【参考】平成28年度実績 10.4%（平成27年10月～28年9月受診分）

（実施策）

- ・ 健診結果で要治療と判定されながら医療機関を受診していない者に対して委託による受診勧奨を実施する。
- ・ 電話による二次勧奨を実施する。
- ・ 糖尿病患者にかかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラムを委託で実施する。

（数値目標）

- ・ 電話による二次勧奨件数 3,265件

【参考】平成28年度実績 2,781件（平成27年10月～28年9月実施分）

- ・ 主治医の指示に基づく保健指導15件

【参考】平成29年度新規事業のため実績値なし

### ④健康経営（コラボヘルス）の推進

（実施策）

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化の一環として、健康づくり講座のほか、事業所訪問及び取組内容の聞き取りを実施して、好事例等の情報を他の事業所へ展開する。
- ・ 事業所カルテを活用し、健康度の改善度合いをデータとして提供し、事業所の健康経営に対する取組意欲の向上を図る。

（数値目標）

宣言事業所数 150事業所

【参考】平成 29 年度実績 84 事業所（12 月末現在）

（3）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

■KPI：

- ①広報活動における加入者理解率について前年の全国平均値以上とする。
- ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 24.0%以上に増やす。

【参考】平成 29 年度実績 14.8%（6 月末現在）

（実施策）

- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、協力関係にある自治体等との協働で、健康保険委員研修会開催を継続するとともに、広報紙等を通じた情報提供を実施する。
- ・新規適用事業所が増加していることから、日本年金機構と協働で、経験の少ない事務担当者向けの研修会を実施する。
- ・健康保険委員の活動や功績に対し健康保険委員表彰を実施する。
- ・新規適用事業所向けの制度周知と合わせた健康保険委員勸奨を継続するとともに、被保険者数の多い事業所に向けた勸奨も実施する。

（4）ジェネリック医薬品の使用促進

■KPI：神奈川支部のジェネリック医薬品使用割合を 74.2%以上とする

【参考】平成 29 年度実績 69.7%（9 月末現在）

（実施策）

- ・ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等の各種広報、健康保険委員研修会、ジェネリック医薬品希望シールの配布等を通じて周知広報を行い、更なる使用促進を図る。
- ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を図り、自己負担額軽減額通知の年 2 回送付を継続実施する。
- ・医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きか



	<p>けを実施する。また、薬剤師会との連携等によりセミナー等を開催し地域における積極的な啓発活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県後発医薬品使用促進協議会において、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた意見発信を行う。</li> </ul> <p>(5) インセンティブ制度の周知 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに平成 30 年度から導入する制度であることから、制度の周知広報を丁寧に行う。</li> </ul> <p>(6) パイロット事業の立案 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の枠組みに捉われない新たな取組を立案し、パイロット事業又は支部調査研究事業として応募する。</li> </ul> <p>(7) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</p> <p>■KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議への被用者保険の参加率について 100%を維持する</li> <li>・「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul> <p>(実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）をはじめとした分析ツールを活用し、地域差の要因分析を行う。</li> <li>・地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。</li> <li>・これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。</li> </ul>
<p>3. 組織体制関係</p>	<p>(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革 (実施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準人員に基づく今後の人員配置を見据え、業務処理のあり方の見直しによる生産性の向上を図る。</li> <li>・業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。</li> <li>・業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。</li> </ul>

・ 職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

(2) 人事評価制度の適正な運用

(実施策)

・ 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用する。

(3) OJTを中心とした人材育成の推進

(実施策)

・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。  
「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。  
また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。  
・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。  
・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。

(4) コンプライアンス・個人情報保護・リスク管理等の徹底

(実施策)

・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報保護、整理整頓に係るチェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

(5) 支部業績評価の本格実施に向けた対応

(実施策)

・ 支部業績評価の本格実施への移行を見据え、職員の目標達成意識の向上による自支部の業績の向上を図る。

(6) 経費の節減等の推進

(実施策)

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。</li><li>・調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。</li><li>・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。</li><li>・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。</li><li>・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。</li><li>・事務所賃借料の適正水準維持に努める。</li><li>・継続的なムダの発掘により経費を削減する。</li></ul> |
|--|--|